

公立大学法人島根県立大学と島根県教育委員会との  
包括的連携に関する協定書

公立大学法人島根県立大学（以下「大学」という。）と島根県教育委員会（以下「委員会」という。）とは、県立高等学校（以下「高校」という。）と大学との連携及び協力（以下「高大連携」という。）をはじめ、教育分野で相互に連携協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学と委員会が高大連携をはじめ、教育分野で相互に密接な連携協力を行うことにより、両者の教育・研究の充実と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、大学と委員会が連携協力する事項は、次のとおりとする。

- （1）カリキュラム開発に関すること
- （2）キャリア教育及び課題解決型学習の推進に関すること
- （3）前号の成果を活かした高大接続システム（大学入試等）の検討に関すること
- （4）大学の特色ある教育研究に触れる機会の高校生への提供に関すること
- （5）高校の教職員及び教育魅力化コーディネーターの育成に関すること
- （6）大学の教職課程に関すること
- （7）その他大学と委員会が必要と認める事項に関すること

（検討組織）

第3条 前条の事項の具体化を図るため検討組織を設置することができる。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、締結の日から2022年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、大学、委員会いずれからも別段の申し出がない場合は、さらに1年更新されるものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合については、大学と委員会が協議して決定する。

2 連携協力について、協定書に定めているもの以外に、その他必要な事項は、大学と委員会が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、大学と委員会両者がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2019年 3月 4日

浜田市野原町2433-2  
公立大学法人島根県立大学

理事長



松江市殿町1番地  
島根県教育委員会

教育長

